

新型コロナウイルス感染症に伴う 生活福祉資金特例貸付に関する償還免除のご案内

※日本語を母国語としない方もお読みになるため、平易な表現を使っています。

あなたが借りた総合支援資金（特例貸付）は、令和7年（2025年）から償還（借りたお金を返すこと）が始まります。この資金は、国で決めた要件にあてはまる場合、「償還免除（お金を返す必要がなくなる）」になる場合があります。「償還免除」になるためのお手続きを説明しますのでお読みください。

1 償還免除（お金を返す必要がなくなる）手続きについて

償還免除の手続きは、借りた資金の種類ごとに、別々の年に行うことになっています。

令和6年度に償還免除の
（返す必要がなくなる）
対象となる資金の種類

令和3年12月末日までに借入の申し込みをした
総合支援資金（再貸付）



令和6年（2024年）度の住民税が非課税
（住民税を支払う必要がない）の方が対象です

※申請後、審査があります。要件を満たさない場合は免除になりません。

申請に必要な書類

☐ 償還免除申請書（様式 1 - 1）

・免除審査を希望されるすべての償還免除申請書の提出が必要です。

☐ 住民票謄本

・いまの世帯全員（続柄記載のもの）が記載されていて、申請書を記載した日から3か月前までの住民票謄本の提出が必要です。

☐ 令和6年度の住民税が非課税であることが分かる書類 （課税証明書または非課税証明書）

・お金を借りた方が世帯主でない場合は、世帯主分の課税証明書または非課税証明書の提出が必要です。

書類の送付期限・送付先

令和6年 8 月 3 1 日 （当日消印有効）

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 生活支援部
TEL：029-297-6526（平日8:30～17:15）

※送付期限を過ぎて申請された場合、償還免除の手続きが遅れ、一部、償還開始になる場合があります。すでに償還された金額は免除の対象となりませんので、ご注意ください。

2

免除の対象であるかを確認するフローチャート

以下のフローチャートでご自身が償還免除の対象であるかをご確認ください。

借受人について、**令和6年度**の住民税の「均等割・所得割いずれも」非課税であるか

非課税

現在の世帯主について、**令和6年度**の住民税の「均等割・所得割いずれも」非課税であるか

課税

非課税

※現在の世帯主は借受人である場合、「非課税」に進む

現在の世帯主は、借受をしたときに、借受人と同じ世帯であったかどうか

現在の世帯主は、借受をしたときに、借受人と同じ世帯であったかどうか

違う

違う

同じ

※現在の世帯主は借受人である場合、「同じ」に進む

同じ

免除の対象です

【必要書類】

•免除申請書（様式 1 - 1）

•いまの世帯全員が記載されており、かつ、免除申請時点から 3 か月前までに発行された**住民票の写し**（世帯主の氏名・続柄の記載があるもの）

•**借受人の令和6年度の住民税課税証明書**
※または非課税証明書

免除の対象です

【必要書類】

•免除申請書（様式 1 - 1）

•いまの世帯全員が記載されており、かつ、免除申請時点から 3 か月前までに発行された**住民票の写し**（世帯主の氏名・続柄の記載があるもの）

•**借受人（および世帯主）の令和6年度の住民税課税証明書**
※または非課税証明書（現在の世帯主が借受人の場合、借受人分のみの証明書を提出）

免除の対象
ではありません

申請書類は 3 ～ 5 ページ **3** **4** **5** を確認してください。

3 提出書類①償還免除申請書について

- ①消せるボールペン、鉛筆等は不可です。必ずインク式の黒のボールペンでお書きください。
- ②世帯の状況に1つ☐をお願いします。
- ③DVにより現在の住所から避難されている方は世帯の状況の左側上から三番目に☐をお願いします。
- ④同意チェック欄は記載内容をお読みいただき**全てチェック**をお願いします。
※全てのチェックがされていない場合は審査を停止します。
- ⑤借受人氏名（自署）は**必ず借受人ご本人様**がご署名ください。
※身体等が著しく不調で自署が難しい方はご相談ください。

[様式 1-1]

●●●●●●

●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

QRコード

●●●●●●●●

●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●

必ず印字されたものをご使用ください。

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書

貸付の種類	総合支援資金(再貸付)(SX)	貸付コード	●●●●●●●●
借受人氏名	●●●●●●●●		
貸付金額	600000 円	免除申請額	当該資金種別の償還免除上限額
免除申請理由	世帯状況の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、㏀、㏁、㏂、㏃、㏄、㏅、㏆、㏇、㏈、㏉、㏊、㏋、㏌、㏍、㏎、㏏、㏐、㏑、㏒、㏓、㏔、㏕、㏖、㏗、㏘、㏙、㏚、㏛、㏜、㏝、㏞、㏟、㏠、㏡、㏢、㏣、㏤、㏥、㏦、㏧、㏨、㏩、㏪、㏫、㏬、㏭、㏮、㏯、㏰、㏱、㏲、㏳、㏴、㏵、㏶、㏷、㏸、㏹、㏺、㏻、㏼、㏽、㏾、㏿、㐀、㐁、㐂、㐃、㐄、㐅、㐆、㐇、㐈、㐉、㐊、㐋、㐌、㐍、㐎、㐏、㐐、㐑、㐒、㐓、㐔、㐕、㐖、㐗、㐘、㐙、㐚、㐛、㐜、㐝、㐞、㐟、㐠、㐡、㐢、㐣、㐤、㐥、㐦、㐧、㐨、㐩、㐪、㐫、㐬、㐭、㐮、㐯、㐰、㐱、㐲、㐳、㐴、㐵、㐶、㐷、㐸、㐹、㐺、㐻、㐼、㐽、㐾、㐿、㑀、㑁、㑂、㑃、㑄、㑅、㑆、㑇、㑈、㑉、㑊、㑋、㑌、㑍、㑎、㑏、㑐、㑑、㑒、㑓、㑔、㑕、㑖、㑗、㑘、㑙、㑚、㑛、㑜、㑝、㑞、㑟、㑠、㑡、㑢、㑣、㑤、㑥、㑦、㑧、㑨、㑩、㑪、㑫、㑬、㑭、㑮、㑯、㑰、㑱、㑲、㑳、㑴、㑵、㑶、㑷、㑸、㑹、㑺、㑻、㑼、㑽、㑾、㑿、㒀、㒁、㒂、㒃、㒄、㒅、㒆、㒇、㒈、㒉、㒊、㒋、㒌、㒍、㒎、㒏、㒐、㒑、㒒、㒓、㒔、㒕、㒖、㒗、㒘、㒙、㒚、㒛、㒜、㒝、㒞、㒟、㒠、㒡、㒢、㒣、㒤、㒥、㒦、㒧、㒨、㒩、㒪、㒫、㒬、㒭、㒮、㒯、㒰、㒱、㒲、㒳、㒴、㒵、㒶、㒷、㒸、㒹、㒺、㒻、㒼、㒽、㒾、㒿、㓀、㓁、㓂、㓃、㓄、㓅、㓆、㓇、㓈、㓉、㓊、㓋、㓌、㓍、㓎、㓏、㓐、㓑、㓒、㓓、㓔、㓕、㓖、㓗、㓘、㓙、㓚、㓛、㓜、㓝、㓞、㓟、㓠、㓡、㓢、㓣、㓤、㓥、㓦、㓧、㓨、㓩、㓪、㓫、㓬、㓭、㓮、㓯、㓰、㓱、㓲、㓳、㓴、㓵、㓶、㓷、㓸、㓹、㓺、㓻、㓼、㓽、㓾、㓿、㔀、㔁、㔂、㔃、㔄、㔅、㔆、㔇、㔈、㔉、㔊、㔋、㔌、㔍、㔎、㔏、㔐、㔑、㔒、㔓、㔔、㔕、㔖、㔗、㔘、㔙、㔚、㔛、㔜、㔝、㔞、㔟、㔠、㔡、㔢、㔣、㔤、㔥、㔦、㔧、㔨、㔩、㔪、㔫、㔬、㔭、㔮、㔯、㔰、㔱、㔲、㔳、㔴、㔵、㔶、㔷、㔸、㔹、㔺、㔻、㔼、㔽、㔾、㔿、㕀、㕁、㕂、㕃、㕄、㕅、㕆、㕇、㕈、㕉、㕊、㕋、㕌、㕍、㕎、㕏、㕐、㕑、㕒、㕓、㕔、㕕、㕖、㕗、㕘、㕙、㕚、㕛、㕜、㕝、㕞、㕟、㕠、㕡、㕢、㕣、㕤、㕥、㕦、㕧、㕨、㕩、㕪、㕫、㕬、㕭、㕮、㕯、㕰、㕱、㕲、㕳、㕴、㕵、㕶、㕷、㕸、㕹、㕺、㕻、㕼、㕽、㕾、㕿、㖀、㖁、㖂、㖃、㖄、㖅、㖆、㖇、㖈、㖉、㖊、㖋、㖌、㖍、㖎、㖏、㖐、㖑、㖒、㖓、㖔、㖕、㖖、㖗、㖘、㖙、㖚、㖛、㖜、㖝、㖞、㖟、㖠、㖡、㖢、㖣、㖤、㖥、㖦、㖧、㖨、㖩、㖪、㖫、㖬、㖭、㖮、㖯、㖰、㖱、㖲、㖳、㖴、㖵、㖶、㖷、㖸、㖹、㖺、㖻、㖼、㖽、㖾、㖿、㗀、㗁、㗂、㗃、㗄、㗅、㗆、㗇、㗈、㗉、㗊、㗋、㗌、㗍、㗎、㗏、㗐、㗑、㗒、㗓、㗔、㗕、㗖、㗗、㗘、㗙、㗚、㗛、㗜、㗝、㗞、㗟、㗠、㗡、㗢、㗣、㗤、㗥、㗦、㗧、㗨、㗩、㗪、㗫、㗬、㗭、㗮、㗯、㗰、㗱、㗲、㗳、㗴、㗵、㗶、㗷、㗸、㗹、㗺、㗻、㗼、㗽、㗾、㗿、㘀、㘁、㘂、㘃、㘄、㘅、㘆、㘇、㘈、㘉、㘊、㘋、㘌、㘍、㘎、㘏、㘐、㘑、㘒、㘓、㘔、㘕、㘖、㘗、㘘、㘙、㘚、㘛、㘜、㘝、㘞、㘟、㘠、㘡、㘢、㘣、㘤、㘥、㘦、㘧、㘨、㘩、㘪、㘫、㘬、㘭、㘮、㘯、㘰、㘱、㘲、㘳、㘴、㘵、㘶、㘷、㘸、㘹、㘺、㘻、㘼、㘽、㘾、㘿、㙀、㙁、㙂、㙃、㙄、㙅、㙆、㙇、㙈、㙉、㙊、㙋、㙌、㙍、㙎、㙏、㙐、㙑、㙒、㙓、㙔、㙕、㙖、㙗、㙘、㙙、㙚、㙛、㙜、㙝、㙞、㙟、㙠、㙡、㙢、㙣、㙤、㙥、㙦、㙧、㙨、㙩、㙪、㙫、㙬、㙭、㙮、㙯、㙰、㙱、㙲、㙳、㙴、㙵、㙶、㙷、㙸、㙹、㙺、㙻、㙼、㙽、㙾、㙿、㚀、㚁、㚂、㚃、㚄、㚅、㚆、㚇、㚈、㚉、㚊、㚋、㚌、㚍、㚎、㚏、㚐、㚑、㚒、㚓、㚔、㚕、㚖、㚗、㚘、㚙、㚚、㚛、㚜、㚝、㚞、㚟、㚠、㚡、㚢、㚣、㚤、㚥、㚦、㚧、㚨、㚩、㚪、㚫、㚬、㚭、㚮、㚯、㚰、㚱、㚲、㚳、㚴、㚵、㚶、㚷、㚸、㚹、㚺、㚻、㚼、㚽、㚾、㚿、㜀、㜁、㜂、㜃、㜄、㜅、㜆、㜇、㜈、㜉、㜊、㜋、㜌、㜍、㜎、㜏、㜐、㜑、㜒、㜓、㜔、㜕、㜖、㜗、㜘、㜙、㜚、㜛、㜜、㜝、㜞、㜟、㜠、㜡、㜢、㜣、㜤、㜥、㜦、㜧、㜨、㜩、㜪、㜫、㜬、㜭、㜮、㜯、㜰、㜱、㜲、㜳、㜴、㜵、㜶、㜷、㜸、㜹、㜺、㜻、㜼、㜽、㜾、㜿、㝀、㝁、㝂、㝃、㝄、㝅、㝆、㝇、㝈、㝉、㝊、㝋、㝌、㝍、㝎、㝏、㝐、㝑、㝒、㝓、㝔、㝕、㝖、㝗、㝘、㝙、㝚、㝛、㝜、㝝、㝞、㝟、㝠、㝡、㝢、㝣、㝤、㝥、㝦、㝧、㝨、㝩、㝪、㝫、㝬、㝭、㝮、㝯、㝰、㝱、㝲、㝳、㝴、㝵、㝶、㝷、㝸、㝹、㝺、㝻、㝼、㝽、㝾、㝿、㞀、㞁、㞂、㞃、㞄、㞅、㞆、㞇、㞈、㞉、㞊、㞋、㞌、㞍、㞎、㞏、㞐、㞑、㞒、㞓、㞔、㞕、㞖、㞗、㞘、㞙、㞚、㞛、㞜、㞝、㞞、㞟、㞠、㞡、㞢、㞣、㞤、㞥、㞦、㞧、㞨、㞩、㞪、㞫、㞬、㞭、㞮、㞯、㞰、㞱、㞲、㞳、㞴、㞵、㞶、㞷、㞸、㞹、㞺、㞻、㞼、㞽、㞾、㞿、㟀、㟁、㟂、㟃、㟄、㟅、㟆、㟇、㟈、㟉、㟊、㟋、㟌、㟍、㟎、㟏、㟐、㟑、㟒、㟓、㟔、㟕、㟖、㟗、㟘、㟙、㟚、㟛、㟜、㟝、㟞、㟟、㟠、㟡、㟢、㟣、㟤、㟥、㟦、㟧、㟨、㟩、㟪、㟫、㟬、㟭、㟮、㟯、㟰、㟱、㟲、㟳、㟴、㟵、㟶、㟷、㟸、㟹、㟺、㟻、㟼、㟽、㟾、㟿、㠀、㠁、㠂、㠃、㠄、㠅、㠆、㠇、㠈、㠉、㠊、㠋、㠌、㠍、㠎、㠏、㠐、㠑、㠒、㠓、㠔、㠕、㠖、㠗、㠘、㠙、㠚、㠛、㠜、㠝、㠞、㠟、㠠、㠡、㠢、㠣、㠤、㠥、㠦、㠧、㠨、㠩、㠪、㠫、㠬、㠭、㠮、㠯、㠰、㠱、㠲、㠳、㠴、㠵、㠶、㠷、㠸、㠹、㠺、㠻、㠼、㠽、㠾、㠿、㡀、㡁、㡂、㡃、㡄、㡅、㡆、㡇、㡈、㡉、㡊、㡋、㡌、㡍、㡎、㡏、㡐、㡑、㡒、㡓、㡔、㡕、㡖、㡗、㡘、㡙、㡚、㡛、㡜、㡝、㡞、㡟、㡠、㡡、㡢、㡣、㡤、㡥、㡦、㡧、㡨、㡩、㡪、㡫、㡬、㡭、㡮、㡯、㡰、㡱、㡲、㡳、㡴、㡵、㡶、㡷、㡸、㡹、㡺、㡻、㡼、㡽、㡾、㡿、㢀、㢁、㢂、㢃、㢄、㢅、㢆、㢇、㢈、㢉、㢊、㢋、㢌、㢍、㢎、㢏、㢐、㢑、㢒、㢓、㢔、㢕、㢖、㢗、㢘、㢙、㢚、㢛、㢜、㢝、㢞、㢟、㢠、㢡、㢢、㢣、㢤、㢥、㢦、㢧、㢨、㢩、㢪、㢫、㢬、㢭、㢮、㢯、㢰、㢱、㢲、㢳、㢴、㢵、㢶、㢷、㢸、㢹、㢺、㢻、㢼、㢽、㢾、㢿、㣀、㣁、㣂、㣃、㣄、㣅、㣆、㣇、㣈、㣉、㣊、㣋、㣌、㣍、㣎、㣏、㣐、㣑、㣒、㣓、㣔、㣕、㣖、㣗、㣘、㣙、㣚、㣛、㣜、㣝、㣞、㣟、㣠、㣡、㣢、㣣、㣤、㣥、㣦、㣧、㣨、㣩、㣪、㣫、㣬、㣭、㣮、㣯、㣰、㣱、㣲、㣳、㣴、㣵、㣶、㣷、㣸、㣹、㣺、㣻、㣼、㣽、㣾、㣿、㤀、㤁、㤂、㤃、㤄、㤅、㤆、㤇、㤈、㤉、㤊、㤋、㤌、㤍、㤎、㤏、㤐、㤑、㤒、㤓、㤔、㤕、㤖、㤗、㤘、㤙、㤚、㤛、㤜、㤝、㤞、㤟、㤠、㤡、㤢、㤣、㤤、㤥、㤦、㤧、㤨、㤩、㤪、㤫、㤬、㤭、㤮、㤯、㤰、㤱、㤲、㤳、㤴、㤵、㤶、㤷、㤸、㤹、㤺、㤻、㤼、㤽、㤾、㤿、㥀、㥁、㥂、㥃、㥄、㥅、㥆、㥇、㥈、㥉、㥊、㥋、㥌、㥍、㥎、㥏、㥐、㥑、㥒、㥓、㥔、㥕、㥖、㥗、㥘、㥙、㥚、㥛、㥜、㥝、㥞、㥟、㥠、㥡、㥢、㥣、㥤、㥥、㥦、㥧、㥨、㥩、㥪、㥫、㥬、㥭、㥮、㥯、㥰、㥱、㥲、㥳、㥴、㥵、㥶、㥷、㥸、㥹、㥺、㥻、㥼、㥽、㥾、㥿、㦀、㦁、㦂、㦃、㦄、㦅、㦆、㦇、㦈、㦉、㦊、㦋、㦌、㦍、㦎、㦏、㦐、㦑、㦒、㦓、㦔、㦕、㦖、㦗、㦘、㦙、㦚、㦛、㦜、㦝、㦞、㦟、㦠、㦡、㦢、㦣、㦤、㦥、㦦、㦧、㦨、㦩、㦪、㦫、㦬、㦭、㦮、㦯、㦰、㦱、㦲、㦳、㦴、㦵、㦶、㦷、㦸、㦹、㦺、㦻、㦼、㦽、㦾、㦿、㧀、㧁、㧂、㧃、㧄、㧅、㧆、㧇、㧈、㧉、㧊、㧋、㧌、㧍、㧎、㧏、㧐、㧑、㧒、㧓、㧔、㧕、㧖、㧗、㧘、㧙、㧚、㧛、㧜、㧝、㧞、㧟、㧠、㧡、㧢、㧣、㧤、㧥、㧦、㧧、㧨、㧩、㧪、㧫、㧬、㧭、㧮、㧯、㧰、㧱、㧲、㧳、㧴、㧵、㧶、㧷、㧸、㧹、㧺、㧻、㧼、㧽、㧾、㧿、㨀、㨁、㨂、㨃、㨄、㨅、㨆、㨇、㨈、㨉、㨊、㨋、㨌、㨍、㨎、㨏、㨐、㨑、㨒、㨓、㨔、㨕、㨖、㨗、㨘、㨙、㨚、㨛、㨜、㨝、㨞、㨟、㨠、㨡、㨢、㨣、㨤、㨥、㨦、㨧、㨨、㨩、㨪、㨫、㨬、㨭、㨮、㨯、㨰、㨱、㨲、㨳、㨴、㨵、㨶、㨷、㨸、㨹、㨺、㨻、㨼、㨽、㨾、㨿、㩀、㩁、㩂、㩃、㩄、㩅、㩆、㩇、㩈、㩉、㩊、㩋、㩌、㩍、㩎、㩏、㩐、㩑、㩒、㩓、㩔、㩕、㩖、㩗、㩘、㩙、㩚、㩛、㩜、㩝、㩞、㩟、㩠、㩡、㩢、㩣、㩤、㩥、㩦、㩧、㩨、㩩、㩪、㩫、㩬、㩭、㩮、㩯、㩰、㩱、㩲、㩳、㩴、㩵、㩶、㩷、㩸、㩹、㩺、㩻、㩼、㩽、㩾、㩿、㪀、㪁、㪂、㪃、㪄、㪅、㪆、㪇、㪈、㪉、㪊、㪋、㪌、㪍、㪎、㪏、㪐、㪑、㪒、㪓、㪔、㪕、㪖、㪗、㪘、㪙、㪚、㪛、㪜、㪝、㪞、㪟、㪠、㪡、㪢、㪣、㪤、㪥、㪦、㪧、㪨、㪩、㪪、㪫、㪬、㪭、㪮、㪯、㪰、㪱、㪲、㪳、㪴、㪵、㪶、㪷、㪸、㪹、㪺、㪻、㪼、㪽、㪾、㪿、㫀、㫁、㫂、㫃、㫄、㫅、㫆、㫇、㫈、㫉、㫊、㫋、㫌、㫍、㫎、㫏、㫐、㫑、㫒、㫓、㫔、㫕、㫖、㫗、㫘、㫙、㫚、㫛、㫜、㫝、㫞、㫟、㫠、㫡、㫢、㫣、㫤、㫥、㫦、㫧、㫨、㫩、㫪、㫫、㫬、㫭、㫮、㫯、㫰、㫱、㫲、㫳、㫴、㫵、㫶、㫷、㫸、㫹、㫺、㫻、㫼、㫽、㫾、㫿、㬀、㬁、㬂、㬃、㬄、㬅、㬆、㬇、㬈、㬉、㬊、㬋、㬌、㬍、㬎、㬏、㬐、㬑、㬒、㬓、㬔、㬕、㬖、㬗、㬘、㬙、㬚、㬛、㬜、㬝、㬞、㬟、㬠、㬡、㬢、㬣、㬤、㬥、㬦、㬧、㬨、㬩、㬪、㬫、㬬、㬭、㬮、㬯、㬰、㬱、㬲、㬳、㬴、㬵、㬶、㬷、㬸、㬹、㬺、㬻、㬼、㬽、㬾、㬿、㭀、㭁、㭂、㭃、㭄、㭅、㭆、㭇、㭈、㭉、㭊、㭋、㭌、㭍、㭎、㭏、㭐、㭑、㭒、㭓、㭔、㭕、㭖、㭗、㭘、㭙、㭚、㭛、㭜、㭝、㭞、㭟、㭠、㭡、㭢、㭣、㭤、㭥、㭦、㭧、㭨、㭩、㭪、㭫、㭬、㭭、㭮、㭯、㭰、㭱、㭲、㭳、㭴、㭵、㭶、㭷、㭸、㭹、㭺、㭻、㭼、㭽、㭾、㭿、㮀、㮁、㮂、㮃、㮄、㮅、㮆、㮇、㮈、㮉、㮊、㮋、㮌、㮍、㮎、㮏、㮐、㮑、㮒、㮓、㮔、㮕、㮖、㮗、㮘、㮙、㮚、㮛、㮜、㮝、㮞、㮟、㮠、㮡、㮢、㮣、㮤、㮥、㮦、㮧、㮨、㮩、㮪、㮫、㮬、㮭、㮮、㮯、㮰、㮱、㮲、㮳、㮴、㮵、㮶、㮷、㮸、㮹、㮺、㮻、㮼、㮽、㮾、㮿、㯀、㯁、㯂、㯃、㯄、㯅、㯆、㯇、㯈、㯉、㯊、㯋、㯌、㯍、㯎、㯏、㯐、㯑、㯒、㯓、㯔、㯕、㯖、㯗、㯘、㯙、㯚、㯛、㯜、㯝、㯞、㯟、㯠、㯡、㯢、㯣、㯤、㯥、㯦、㯧、㯨、㯩、㯪、㯫、㯬、㯭、㯮、㯯、㯰、㯱、㯲、㯳、㯴、㯵、㯶、㯷、㯸、㯹、㯺、㯻、㯼、㯽、㯾、㯿、㰀、㰁、㰂、㰃、㰄、㰅、㰆、㰇、㰈、㰉、㰊、㰋、㰌、㰍、㰎、㰏、㰐、㰑、㰒、㰓、㰔、㰕、㰖、㰗、㰘、㰙、㰚、㰛、㰜、㰝、㰞、㰟、㰠、㰡、㰢、㰣、㰤、㰥、㰦、㰧、㰨、㰩、㰪、㰫、㰬、㰭、㰮、㰯、㰰、㰱、㰲、㰳、㰴、㰵、㰶、㰷、㰸、㰹、㰺、㰻、㰼、㰽、㰾、㰿、㱀、㱁、㱂、㱃、㱄、㱅、㱆、㱇、㱈、㱉、㱊、㱋、㱌、㱍、㱎、㱏、㱐、㱑、㱒、㱓、㱔、㱕、㱖、㱗、㱘、㱙、㱚、㱛、㱜、㱝、㱞、㱟、㱠、㱡、㱢、㱣、㱤、㱥、㱦、㱧、㱨、㱩、㱪、㱫、㱬、㱭、㱮、㱯、㱰、㱱、㱲、㱳、㱴、㱵、㱶、㱷、㱸、㱹、㱺、㱻、㱼、㱽、㱾、㱿、㲀、㲁、㲂、㲃、㲄、㲅、㲆、㲇、㲈、㲉、㲊、㲋、㲌、㲍、㲎、㲏、㲐、㲑、㲒、㲓、㲔、㲕、㲖、㲗、㲘、㲙、㲚、㲛、㲜、㲝、㲞、㲟、㲠、㲡、㲢、㲣、㲤、㲥、㲦、㲧、㲨、㲩、㲪、㲫、㲬、㲭、㲮、㲯、㲰、㲱、㲲、㲳、㲴、㲵、㲶、㲷、㲸、㲹、㲺、㲻、㲼、㲽、㲾、㲿、㳀、㳁、㳂、㳃、㳄、㳅、㳆、㳇、㳈、㳉、㳊、㳋、㳌、㳍、㳎、㳏、㳐、㳑、㳒、㳓、㳔、㳕、㳖、㳗、㳘、㳙、㳚、㳛、㳜、㳝、㳞、㳟、㳠、㳡、㳢、㳣、㳤、㳥、㳦、㳧、㳨、㳩、㳪、㳫、㳬、㳭、㳮、㳯、㳰、㳱、㳲、㳳、㳴、㳵、㳶、㳷、㳸、㳹、㳺、㳻、㳼、㳽、㳾、㳿、㴀、㴁、㴂、㴃、㴄、㴅、㴆、㴇、㴈、㴉、㴊、㴋、㴌、㴍、㴎、㴏、㴐、㴑、㴒、㴓、㴔、㴕、㴖、㴗、㴘、㴙、㴚、㴛、㴜、㴝、㴞、㴟、㴠、㴡、㴢、㴣、㴤、㴥、㴦、㴧、㴨、㴩、㴪、㴫、㴬、㴭、㴮、㴯、㴰、㴱、㴲、㴳、㴴、㴵、㴶、㴷、㴸、㴹、㴺、㴻、㴼、㴽、㴾、㴿、㵀、㵁、㵂、㵃、㵄、㵅、㵆、㵇、㵈、㵉、㵊、㵋、㵌、㵍、㵎、㵏、㵐、㵑、㵒、㵓、㵔、㵕、㵖、㵗、㵘、㵙、㵚、㵛、㵜、㵝、㵞、㵟、㵠、㵡、㵢、㵣、㵤、㵥、㵦、㵧、㵨、㵩、㵪、㵫、㵬、㵭、㵮、㵯、㵰、㵱、㵲、㵳、㵴、㵵、㵶、㵷、㵸、㵹、㵺、㵻、㵼、㵽、㵾、㵿、㶀、㶁、㶂、㶃、㶄、㶅、㶆、㶇、㶈、㶉、㶊、㶋、㶌、㶍、㶎、㶏、㶐、㶑、㶒、㶓、㶔、㶕、㶖、㶗、㶘、㶙、㶚、㶛、㶜、㶝、㶞、㶟、㶠、㶡、㶢、㶣、㶤、㶥、㶦、㶧、㶨、㶩、㶪、㶫、㶬、㶭、㶮、㶯、㶰、㶱、㶲、㶳、㶴、㶵、㶶、㶷、㶸、㶹、㶺、㶻、㶼、㶽、㶾、㶿、㷀、㷁、㷂、㷃、㷄、㷅、㷆、㷇、㷈、㷉、㷊、㷋、㷌、㷍、㷎、㷏、㷐、㷑、㷒、㷓、㷔、㷕、㷖、㷗、㷘、㷙、㷚、㷛、㷜、㷝、㷞、㷟、㷠、㷡、㷢、㷣、㷤、㷥、㷦、㷧、㷨、㷩、㷪、㷫、㷬、㷭、㷮、㷯、㷰、㷱、㷲、㷳、㷴、㷵、㷶、㷷、㷸、㷹、㷺、㷻、㷼、㷽、㷾、㷿、㸀、㸁、㸂、㸃、㸄、㸅、㸆、㸇、㸈、㸉、㸊、㸋、㸌、㸍、㸎、㸏、㸐、㸑、㸒、㸓、㸔、㸕、㸖、㸗、㸘、㸙、㸚、㸛、㸜、㸝、㸞、㸟、㸠、㸡、㸢、㸣、㸤、㸥、㸦、㸧、㸨、㸩、㸪、㸫、㸬、㸭、㸮、㸯、㸰、㸱、㸲、㸳、㸴、㸵、㸶、㸷、㸸、㸹、㸺、㸻、㸼、㸽、㸾、㸿、㹀、㹁、㹂、㹃、㹄、㹅、㹆、㹇、㹈、㹉、㹊、㹋、㹌、㹍、㹎、㹏、㹐、㹑、㹒、㹓、㹔、㹕、㹖、㹗、㹘、㹙、㹚、㹛、㹜、㹝、㹞、㹟、㹠、㹡、㹢、㹣、㹤、㹥、㹦、㹧、㹨、㹩、㹪、㹫、㹬、㹭、㹮、㹯、㹰、㹱、㹲、㹳、㹴、㹵、㹶、㹷、㹸、㹹、㹺、㹻、㹼、㹽、㹾、㹿、㺀、㺁、㺂、㺃、㺄、㺅、㺆、㺇、㺈、㺉、㺊、㺋、㺌、㺍、㺎、㺏、㺐、㺑、㺒、㺓、㺔、㺕、㺖、㺗、㺘、㺙、㺚、㺛、㺜、㺝、㺞、㺟、㺠、㺡、㺢、㺣、㺤、㺥、㺦、㺧、㺨、㺩、㺪、㺫、㺬、㺭、㺮、㺯、㺰、㺱、㺲、㺳、㺴、㺵、㺶、㺷、㺸、㺹、㺺、㺻、㺼、㺽、㺾、㺿、㻀、㻁、㻂、㻃、㻄、㻅、㻆、㻇、㻈、㻉、㻊、㻋、㻌、㻍、㻎、㻏、㻐、㻑、㻒、㻓、㻔、㻕、㻖、㻗、㻘、㻙、㻚、㻛、㻜、㻝、㻞、㻟、㻠、㻡、㻢、㻣、㻤、㻥、㻦、㻧、㻨、㻩、㻪、㻫、㻬、㻭、㻮、㻯、㻰、㻱、㻲、㻳、㻴、㻵、㻶、㻷、㻸、㻹、㻺、㻻、㻼、㻽、㻾、㻿、㼀、㼁、㼂、㼃、㼄、㼅		

4 提出書類②住民票謄本について

- ・住民票謄本については、「いまの世帯全員が記載されており、かつ、免除申請をする日から **3 か月以内に発行**された住民票謄本(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)」を提出してください。
- ・マイナンバーを**表示しないでください**。
- ・住民票謄本の**コピーは無効**です。
- ・一人暮らしの方も住民票謄本をご提出ください（住民票抄本は不可です）。
- ・DVからの避難により住所変更が難しい方等は**現在お住まいの住居の居住実態がわかる資料**（水道光熱費の請求書のコピーなど）をご提出ください。

申請書の申請時点から3か月以内の住民票謄本をご提出ください

住 民 票				
住所				
世帯主	←世帯主が記載されている			
氏 名				
生年月日		性別		続柄
定住年月日				
本 籍	ここに本籍が記載されます			
ここに同世帯の2人目の情報が記載されます				
ここに同世帯の3人目の情報が記載されます				
ここに同世帯の4人目の情報が記載されます 「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載されているのが住民票謄本です。				

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

5 提出書類③令和6年度非課税証明書、課税証明書について

- ・今年度の免除申請に必要な令和6年（令和6年、2024年）度の証明書をご提出ください。
- ・提出する必要がある非課税証明書の枚数（免除の条件）は2ページ 2 をご覧ください。
- ・書類は**原本の提出**をお願いします（コピー不可）。
- ・お住まいの自治体により「非課税証明書」が**発行できない場合**がございます（課税証明書で対応）。
- ・課税証明書の住民税の、均等割（市税、県税）、所得割（市税、県税）の4つの項目が「0円」となっている事が**非課税**となります。住民税の全ての項目が「0円」でない場合には「課税」ですので償還免除の対象外となります。
- ・住民税について詳細は次ページ 7 をご覧ください。

※各自治体により様式が異なる場合があります。

非課税証明書の場合

令和6年度である事をご確認ください。

令和6年度		市民税・県民税非課税証明書			
住所		「非課税証明書」とあれば住民税非課税です。			
氏名					
賦課期の住所					
令和●●年度		課税標準額			
所得の内訳	(給与収入)	×××円	総所得額	×××円	
	給与所得 (公的年金収入)	×××円	株式等譲渡所得	×××円	
	雑所得	×××円	年税額		
	不動産所得	×××円	税額控除 (市民税)	0円	
	株式譲渡所得	×××円	税額控除 (県民税)	0円	
	合計所得金額	×××円	均等割 (市民税)	0円	
	※※以下余白※※		均等割 (県民税)	0円	
		所得控除の内訳	所得割 (市民税)	0円	
		医療費控除	×××円	所得割 (県民税)	0円
		社会保険控除	×××円		
		生命保険控除	×××円		
		扶養控除	×××円		
		基礎控除	×××円		
		所得控除計	×××円		
		※※以下余白※※			
控配	扶養人数	障害	本人		
老人	特定	老人 (内同居)	16歳未満	特別障害	その他
人	人	人	人	人	人

課税証明書の場合

令和6年度である事をご確認ください。

令和6年度		市民税・県民税課税証明書			
住所		均等割(市民税、県民税)、所得割(市民税、県民税)の4つの項目が「0円」であることをご確認ください。			
氏名					
賦課期の住所					
令和●●年度		課税標準額			
所得の内訳	(給与収入)	×××円	総所得額	×××円	
	給与所得 (公的年金収入)	×××円	株式等譲渡所得	×××円	
	雑所得	×××円	年税額		
	不動産所得	×××円	税額控除 (市民税)	0円	
	株式譲渡所得	×××円	税額控除 (県民税)	0円	
	合計所得金額	×××円	均等割 (市民税)	0円	
	※※以下余白※※		均等割 (県民税)	0円	
		所得控除の内訳	所得割 (市民税)	0円	
		医療費控除	×××円	所得割 (県民税)	0円
		社会保険控除	×××円		
		生命保険控除	×××円		
		扶養控除	×××円		
		基礎控除	×××円		
		所得控除計	×××円		
		※※以下余白※※			
控配	扶養人数	障害	本人		
老人	特定	老人 (内同居)	16歳未満	特別障害	その他
人	人	人	人	人	人

6 住所、世帯構成の変更についての注意点

お金を借りた後、①～③に該当する方は別途お手続きが必要です。なお、すでにお手続きいただいている場合は不要です。

①お金を借りた後、姓（名前）
が変わった

氏名等変更届をお送りしますのでご連絡ください
戸籍謄本と併せてご提出をお願いします。

②お金を借りた人が亡くなった

7ページ **8** をご覧ください

③DVを受けて現住所から
避難している

3・4ページ **3** **4** をご覧ください

④免除申請のために世帯主を
変更した

償還免除の対象となりません

7 住民税について

確定申告や年末調整をしていない場合など、住民税の申告をしなければ、課税証明書および非課税証明書は発行されない場合があります。住民税の申告方法については、お住まいの市区町村の税務課等にお問い合わせください（市区町村により、申告書の様式等が異なります）。

よくあるご質問

Q：住む場所を転々としています。どこの市役所で確認をすればよいですか？

A：令和6年（2024年）度の課税状況は、令和6年（2024年）1月1日にお住まいだった住所の市区町村でご確認いただけます。

8 その他の免除申請のご案内

令和6年度（2024年度）の住民税非課税の申請以外でも下記に該当する方は申請やお手続きをすることができます。

お支払いの開始前にお手続きができるもの

お金を借りた人が死亡された場合

借受人様が死亡されたという書類をもって、償還免除の手続きをします。
氏名等変更届を送付しますのでお問い合わせください。

お支払いが開始してからお手続きができるもの

（下記に該当される方は、令和6年11月以降にお問い合わせください。なお、すでに償還が開始している別の資金がありましたら、随時免除申請をすることができます。）

お金を借りた方が生活保護を受給した場合

お金を借りた方が現在、生活保護を受給しているという書類をもって、全額を免除されます。

必要書類：免除申請書（様式1-2）※同封されておりません。

申請日より1か月以内に取得した生活保護受給証明書の原本を同封して下さい。

お金を借りた方が 精神障害者保健福祉手帳（1級）
身体障害者手帳（1級または2級）
お金を借りた方が 療育手帳（A（マルA、A2含む））
いずれかの手帳の交付を受けている場合

お金を借りた方が上記いずれかの手帳のコピーの提出をもって、全額を免除されます。

必要書類：免除申請書（様式1-2）※同封されておりません

精神障害者保健福祉手帳（1級）、身体障害者手帳（1級または2級）

療育手帳（A（マルA、A2含む））

上記いずれかのコピー（見開きで全てのページをコピーして下さい）

※免除申請後には審査があります。要件を満たさない場合には償還免除となりません。

※償還免除の決定前に償還された金額については、償還免除の対象外となります。

免除に関する問い合わせ先
申請書類の請求先

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 生活支援部
TEL：029-297-6526（平日8:30～17:15）

9 免除決定の可否について

- ・償還免除については、申請後に審査を行い、免除決定の可否を判断します。償還免除の要件を満たさない場合には、償還免除となりません。
- ・償還免除決定の可否については、**令和6年11月下旬ごろ**に郵送によりお知らせする予定です。お電話でお問い合わせいただいても回答いたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ・申請期限を過ぎて申請をされた場合には、償還免除決定の可否にかかるお知らせが遅れる場合があります。申請をされる際には、**申請期限内（令和6年8月31日（当日消印有効））**にお手続きください。
- ・償還免除申請後に住所変更をされて、本会への届出がない場合には、償還免除決定の可否にかかるお知らせが届かない場合があります。住所変更をされた際には、必ず本会に届け出てください。

10 お問い合わせ先

申請書の書き方 必要書類について	〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 生活支援部 TEL：029-297-6526（平日8:30～17:15） https://www.ibaraki-welfare.or.jp/
住民税について	お住まいの市役所、町村役場へお問い合わせください
償還免除申請制度について	個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター Tel:0120-46-1999 受付時間：平日（9時～17時）

おでんわでのがいこくごについて

にほんごがあまりとくいでなくても、したのくにのことばができるかたは、つうやくをとおしておはなしすることができます。

えいご、ちゅうごくご、かんこくご、スペインご、ポルトガルご
タイご、タガログご、ネパールご、スリランカご（シンハラご）